

戦前の保険会社小史 (3) 最上川回漕保険会社

全国的な保険会社が登場する前に、生命保険、火災保険および運送保険などの分野で、地域の実業家によって地域に特化した保険会社が設立される事例が数多く見られたということは知られている。これらの会社は、ほとんど史料が残っておらず、『明治大正保険史料』などに名前だけを残しているのみである。今回取り上げた保険会社もそのひとつである。

この連載では、戦前の知られざる保険会社を二つのシリーズで紹介しているが、「戦前の保険会社小史」では、営業報告書が残存していないような会社を取り扱うことにしている。今回紹介するのは、明治24年に山形県の酒田で設立された最上川回漕保険会社という会社である。この保険会社についての関連記述はほとんど見られないが、手元に『最上川回漕保険諸貨物取扱定則並に社則』（明治24年3月）と『定則社則加除更正』（明治25年3月10日、7月11日および明治26年3月6日）があるので、これにもとづいて紹介したい。

明治期の最上川は、急流であったために「輸送密度」（航路一里あたりの河舟搭載量）は低かった。しかしながら、「河舟搭載量」では全国の河川で第10番目に位置し、流域人口千人あたり河舟搭載量でも第11位であることから、全国の他の河川と比較しても、流域の住民の生活が舟運に大きく依存していたことを示している。（葛西大和「1870年代から1910年代に至る最上川舟運の変化」『地理学評論』1998年、826-827頁を参照。）

江戸時代に、芭蕉によって「五月雨をあつめて早し最上川」をうたわれた最上川は、『古典和歌集』の東歌でも詠まれているように、平安時代の初期からこの地方の物流の動脈であった。「もがみ河のぼればくだるいな舟のいなにはあらずこの月ばかり」（読み人しらず）いな舟（稲舟）ということから米の移出が行われていたことがうかがわれる。

ところで、明治維新によって最上川の舟運が大きく変化したといわれている。河川の利用に関する諸規制が撤廃された。江戸時代は石高制のため下り舟による米の移出が舟運の主役であったが、明治期には地域経済が活性化し、流域の人々の消費財のための上り舟が重要となった。長井政太郎によれば、明治18年頃からは小型の「小鵜飼船」が一般に使用されるようになった。従来用いられていた船は、「長さ十五間、幅九尺、吃水二尺三寸の平底船で五人乗りであったが、此の外に長さ十間幅七尺の四人乗り、さらに小さい三人乗りもあったが、酒田通いは主に五人乗りと四人乗りが用いられた。当時は廻米下しが主であったから平底船でも差支えなかったのであるが、明治以降は上せる方が主体となってしまったので米沢航海船と呼ばれた左沢の上流で使用されていた舳の尖った遡航に都合のよい船型が次第に用いられるようになった。」（長井政太郎「最上川の水運」『地理教育』昭和7年4.5月号、6頁）

小型船である小鵜飼船が用いられた理由は、「積載量は上り二十五駄（一駄は五十貫）下り三十駄程度で、五千貫も積む大船とは比較にならないが、大船五人乗りは年三回、四人乗りが四回程しか航海できなかったが、小鵜飼は急湍を上るのに都合良かったために左沢迄二・三日で航行出来たので能率ははるかに大きかった」（同上、6頁）ためである。

葛西によれば、「1880～1882年を移出入額の頂点とし、しかも明治10年代後半のデフレ期に移出入額が大幅に縮小」（葛西大和「前掲論文」829頁）しているが、小鵜飼船を利用し「最上川の交通は運搬すべき物資が多少変わったのみで少しも衰えなかった」（長井政太郎「前掲論文」10頁）といわれている。

このような最上川の舟運における運送保険の営業を目的として設立されたのが、最上川回漕保険会社である。同社は、山形県知事長谷部辰連により明治24年3月23日に設立認可を受けた。周知のことであるが、当時は会社法が整備されていなかったため、設立地の知事が設立認可を行っていた。画像に表紙を掲載した『最上川回漕保険諸貨物取扱定則並に社則』は、14枚28頁の史料であり、その構成は以下のとおりである。表紙を除けば、「最上川回漕保険諸貨物取扱営業定則御認可之儀に付願」、「認可証（農第500号）」、「最上川回漕保険会社諸貨物取扱営業定則」、「最上川回漕保険会社々則」である。

発起人は、すべて酒田在住の18名であり、江戸時代に36人衆と呼ばれた酒田の豪商の末裔だと思われる。発起人筆頭の白崎彦七をはじめとして、発起人の齋村興蔵、太田三治郎らは、回漕問屋として明治期に事業をおこなっていたという証拠がある（葛西大和「前掲論文」を参照）。

「社則」の第1条には「本社は株式会社にして有限責任とす」とある。また第2条には、「本社は小鵜飼船を以って最上川運輸の貨物を保険するの業を専務とす」とある。第3条で名称を決めた後に、「但営業年限は開業当日より満五ヵ年とす」とある。資本金は1500円と定め、1株7円50銭で200株としており、株金の運用はせず、「確実なる銀行へ預け置く」（第5条）ことにされている。また興味深いことに、第7条において「本社に於いて使役する船頭は誠実にして身元慥なるものを選定す、尤も身元保証として金7円50銭を差し出すものとす。但保証金は本社株券を以て代用することを得」とある。同社が使用する「小鵜飼船は船体堅固なるものにして其数百艘」（第6条）とされているため、200株中最大で100株は船頭が所有するという仕組みになっている。この仕組みは、資金集中ということよりも、船頭のモラルハザード防止を考えたものではなかろうか。

さらに「社則」では、社長、監査員、取締役を置き、以上を「重役」として社業にあたること、および役員の権限と責任が定められている。社長には池田重吉、取締役は白崎彦七、そして監査員には大谷孫作が就任した。いずれも酒田町在住の者であり、すべて回漕問屋であると思われる。

同社が引き受けた保険の内容は、簡単にいえば、積荷保険である。ただし引き受ける範囲は、「最上川筋東村山郡寺津村地方須川落合より飽海郡酒田町川岸場間」（営業定則第6条）に限るとされている。荷主は回漕貨物の運賃を払い、さらに積荷保険を申し込みたい場合には、「送状に原価を明記」（同、第16条）して申し込むこととされている。保険に加入した場合は、「保険荷積人運搬中、暴風雨、破船、流氷、衝突、投荷、火災、盗難、濡痛等に罹るときは原価を以て弁償」（同、第17条）されるものとしている。保険料は改定されているが、創業時のものは次のように定められていた。「一駄原価、金5円未満、金3銭／同、金

保険毎日新聞「みちくさ保険物語」053

5 円以上金 10 円未満、金 4 銭／同、金 10 円以上 20 円未満、金 5 銭／金 20 円以上金 30 円未満、金 6 銭」(同、第 20 条) ただし、運送困難な 11 月から 4 月の間は、保険料が 3 割増しになるとされた (第 21 条)。

従来の研究では、回漕された物品の詳細までは明らかにされていない。『定則社則追加更正』に取扱い物品の詳細がわかる史料があるのでその一覧を掲載しておきたい。この表から、明治 20 年代に最上川流域でいかに多様な物品が取引されていたのかを知ることが出来る。

今回は、保険会社小史シリーズの(3)として、明治 20 年代の地方に特化した保険会社を紹介した。各地域に根付いたこのような保険をめぐる事業活動についてはまさに氷山の一角しか知られていない。断片的な史料であってもそこに出会いがある限り、このような先人の歩みもできるだけ紹介していきたい。

明治廿四年三月

最上川回漕保險諸貨物取扱定則並ニ社則

酒田港

最上川回漕保險會社

明治二十五年三月十日

最上川回漕保險會社
定則社則加除更正

最上川回漕保險會社

保険毎日新聞「みちくさ保険物語」053

品名	原価	保険料
造塩	百円に付	1円50銭
線香、麵類、菑蕪粉、書籍、屏風、菓種、壳菓、藍類、紙類、仏壇	同上	1円
小間物、日傘、糊細工、皮細工、木細工、生糸類、塗物類、秤、枡	同上	1円
茶、絹布類、仏具類、和酒、金物類、器械類、表類、石灰、菅笠	同上	1円
硝子類	同上	1円
和洋白砂糖、白下夕、干菓子、砂糖漬、角天、刻煙草、干鯛	同上	70銭
帆立貝、エゴ草、貝柱、干鰯、切昆布、昆布、肥物類	同上	70銭
木綿、古手、蚊帳、夜着、紡績、糸、布段、小袖綿、大判綿	同上	60銭
布段綿、伸継、数ノ子、布糊、ホッキ貝	同上	60銭
玉砂糖、大台玉、焚込、砂糖蜜、硝子板、棒鱈、干鰯、身欠鯡	同上	50銭
鯉節、天草	同上	50銭
繰綿、塩鮭、塩鱒、入鹿、塩鱈、鯨、其他干魚塩魚ノ類	同上	40銭
木材、石材、米、雑穀、鋳物、竹細工、糸つた、雨傘、刈安、皮類	同上	30銭
鉄、陶器物、蠟、網、銚、地金類、石油、荏油、種油	同上	30銭

(出典)『最上川回漕保険会社定則社則追加更正』明治26年3月6日。